

2025 年 10 月 1 日

保険薬局

管理薬剤師 様 各位

国立病院機構山形病院

薬剤科長 三上 祥博

「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」の運用について

平素より当院の処方せんにおける疑義照会、患者様の服薬情報提供等で大変お世話になっております。さて、当院では平成 22 年 4 月 30 日付厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の形式的な変更を伴う疑義照会を減らし、患者様への薬学的ケアの充実及び処方医や保険薬局での負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」の運用を令和 7 年 11 月 1 日より開始いたします。

尚、本プロトコルの運用開始にあたっては趣旨並びに各項目の詳細についてプロトコルをご確認いただき、その上で合意書を交わすことを必須条件といたします。